

(報告事項)

松本市青少年問題・いじめ問題対策 連絡協議会資料
8. 7. 30
こども育成課

青少年問題及び子どもの権利推進に関わる取組みについて

I 青少年の居場所事業について

1 概要

中学生以上の青少年を対象に、休日や放課後に利用できる「青少年の居場所」を開設しているものです。

2 令和7年度の取組実績

(1) 青少年の居場所づくり

青少年が放課後及び休日に利用できる体育施設及び研修施設を「青少年の居場所」として位置付けており、スポーツや読書、勉強等に利用されています。

(単位：人)

施設名	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中央体育館	426	470	679	533	496
南部体育館	61	40	47	64	34
島立体育館	79	41	234	365	244
体育施設合計	566	551	960	962	774
あがたの森文化会館	190	166	157	188	316
中央公民館	—	—	—	—	—
あがた児童センター	312	456	490	696	508
勤労者福祉センター	—	0	1	1	7
研修施設合計	502	622	648	885	831
総合計	1,068	1,173	1,608	1,847	1,605

(2) まちかど保健室

心や体に不安を抱える中高校生及び保護者等が気軽に相談できる相談室として、子どものための相談「まちかど保健室」を設置しています。相談員欠員のため、休室中（再開時期は未定）

区分		5年度	6年度	7年度
開設日数		72	77	19
相談件数		52	49	11
内容(件)	いじめ	0	0	0
	不登校	7	8	2
	交友関係	1	1	1
	進路	0	4	1
	心身	3	5	1
	性	20	14	3
	学校	0	0	0
	子育て	0	2	3
	家族関係	2	0	0
	その他	24	15	0

Ⅱ 松本市の補導活動について

1 概要

昭和39年に県の主管運営により少年補導センターが設置され、その後昭和43年に県から市に移管されました。

青少年健全育成の中核として、市長が委嘱した補導委員による街頭補導を実施しています。

2 令和7年度の実績

(1) 街頭補導活動

ア 補導委員数

一般補導委員 92人 学校補導委員 64人 計 156人

イ 活動状況

中心市街地を中心に巡回するセンター補導及び各地区を巡回する地域補導を班ごとに毎月1回程度実施しました。

(ア) 実施状況の推移

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施日数(日)	121	140	227	204	205
補導活動回数 (回)	276	300	377	336	312
従事補導委員数 (延人数)	1,088	1,096	1,434	1,292	1,326
補導した少年数 (延人数)	89	167	186	175	260

(イ) 補導した少年の行為別内訳

(単位: 件)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
不健全娯楽(ゲームセンター等)	0	0	0	0	0
喫煙	0	0	0	0	1
怠学	0	0	0	0	0
その他(帰宅指導、自転車の乗り方等)	47	167	186	175	259
計	47	167	186	175	260

(ウ) 声かけ人数(幼児・児童・生徒等への声かけ)

(単位: 件)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
声かけ(補導に至らないもの)	42	419	625	1,062	1,414

3 今後の取り組み

青少年を取り巻く環境の変化の把握に努め、補導活動や相談業務を進めます。
また、夏場の夜間補導にも取り組みます。

Ⅲ メディア・リテラシー事業について

1 概要

インターネットやスマートフォン等の正しい使い方を理解し、小中学生が犯罪などに巻き込まれることを防ぎ、青少年の健全育成を図ることを目的とし、「メディアを読み解く力の育成」をテーマに、市内全小中学校の親子を対象とした啓発講座を開催しています。

2 令和7年度の実績

(1) メディア・リテラシー講座

ア 講師

NPO法人 子どもとメディア信州 専任講師
(教員や小児科医等で構成される団体)

イ 講座内容

県の教育委員会で実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」の結果をもとに、学校ごとの実情をふまえた講座を実施し、参加者がインターネットやスマートフォン等の使用による諸問題について考える機会となるよう参観日等に併せて開催しています。

ウ 受講校数の推移

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
小学校	21 校	23 校	21 校
中学校	11 校	15 校	16 校
小・中学校	1 校	2 校	2 校
合 計	33 校	40 校	39 校
受講者数	5,426 人	7,341 人	7,633 人

3 今後の取組み

今後も教育委員会や健康福祉部と連携しながら、メディア・リテラシー教育を進めていきます。

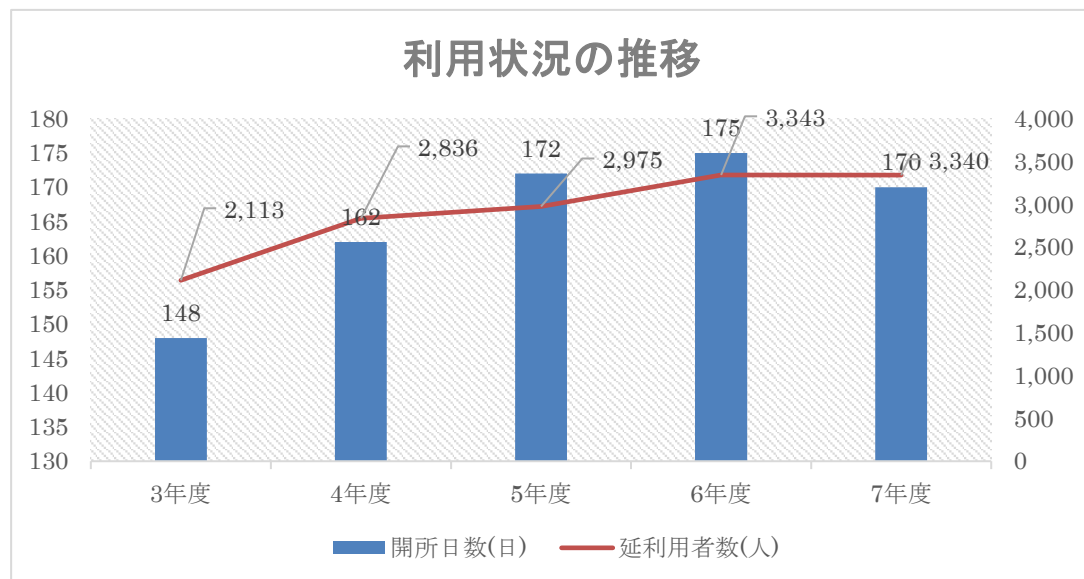
Ⅳ 子どもの支援・相談スペース はぐルッポの利用実績について

1 概要

- (1) 平成25年5月から、NPO法人はぐまつに業務委託し、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設しています。
- (2) 「はぐルッポ」は、様々な理由や事情で学校へ通うことができない子どもや、悩みを抱えている子どもたちのための場所です。家庭や学校以外で自由に過ごせる居場所を提供し、子ども自身が自発的に行動できるよう支援しています。
- (3) 開所日時は、毎週水曜日と金曜日、月1回月曜日の午後、はぐスタ（学習の日）を月2～3回、はぐカフェ（情報提供の会）等を実施しています。
- (4) 子どもたちの保護者や学校関係者などへの相談業務を行っているほか、関係者による支援会議も実施しています。さらに、各種研修会や講演会等も開催しています。

2 利用状況の推移

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
開所日数(日)	148	162	172	175	170
延利用者数(人)	2,113	2,836	2,975	3,343	3,340



3 今後の取組み

- (1) 庁内関係課と連携して、教育支援センター（旧中間教室）、フリースクールなど、不登校・引きこもり対策等の子どもから大人まで切れ目のない支援をしていくことが必要です。
- (2) 利用者が増えていることから、令和6年8月からは、教員住宅「浅間荘」の部屋を一つ増やして、合計3部屋を使った運営を実施しています。

V 子どもの権利推進事業に関わる取組みについて

1 概要

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和7年3月に第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指すものです。

2 令和7年度の実施状況

事業名	内容及び実施概要	7年度
子どもにやさしいまちづくり委員会	公募市民・有識者等（15名）で構成する委員会を開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の進捗状況の検証や子どもに関する施策等についての検討・審議を行っています。 令和7年度は、子どもの権利に関する条例の改正について意見聴取をしたほか、上記計画の令和7年度の進捗状況について検証しました。 第6期（令和7年11月17日～令和9年11月16日）	委員会 1回
子どもの権利相談室「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。子どもの権利擁護委員3名、調査相談員4名体制で相談、調査、調整等を行っています。 市内の全小中学生及び高校生を対象とした、こころの鈴通信の発行（年4回）及び案内カードの配布や、また、児童館・児童センターでの出前学習会（令和7年度は4施設）を実施しています。	延べ相談件数 454件
子どもの権利の普及・啓発事業	令和3年度から創設の「まつもと子どもの権利ウィーク」で集中的にPRを行っています。	
	①「まつもと子どもの権利ウィーク」の実施（11月16日～11月24日） 市内9施設の子どもの入館料の無料化、権利のチラシの配布、パネル展、小中学校での校内放送、親子の学び体験 など	
	②市内小中学校への「子どもの権利学習パンフレット」の配布（10月配布） パンフレット作成に当たっては、学校の教職員とのワークショップを行い、内容の検討をしました。	1回
	③児童館・児童センターへの出前学習会	4回

事業名	内容及び実施概要	7 年度
「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	子どもの権利について広く周知するため、松本子どもの権利の日に合わせて、「青少年健全育成市民大会」と合同で毎年11月に市民フォーラムを開催しています。 令和7年度は、「過去から未来へ～平和が紡ぐ子どもの権利フォーラム～」と題して、戦後80年の節目に、平和な社会が子どもの権利実現の基盤になっていることを改めて認識するため、平和活動報告会と共同開催しました。フォーラムでは、従来のまつもと子ども未来委員会による市への提言に加え、子どもの権利の成り立ちを学ぶ発表等を実施しました。	参加者数 約150人
まつもと子どもスマイル運動	大人と子どもが積極的に関わりを持つことで共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により、配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身に付けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声掛け（あいさつ）等を行う事業を実施しています。	延べ登録者数 1,569人
まつもと子ども未来委員会	学校、地域、年代を超えた子どもたち（小学校5年生～高校3年生）が、市政及び地域の課題について学び、自分たちが住むまちづくりについて考え、市長へ提言する等の活動を行っています。 令和元年度から市内大学生によるサポーターが活動を支援しています。	委員会 13回 委員 34人 サポーター 7人

3 今後の対応

松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画及び松本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、未来を担う全ての子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に進めます。また、子どもの権利に関するアンケートを実施し、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会で、アンケート結果などを基に、第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の施策についての中間評価を行います。

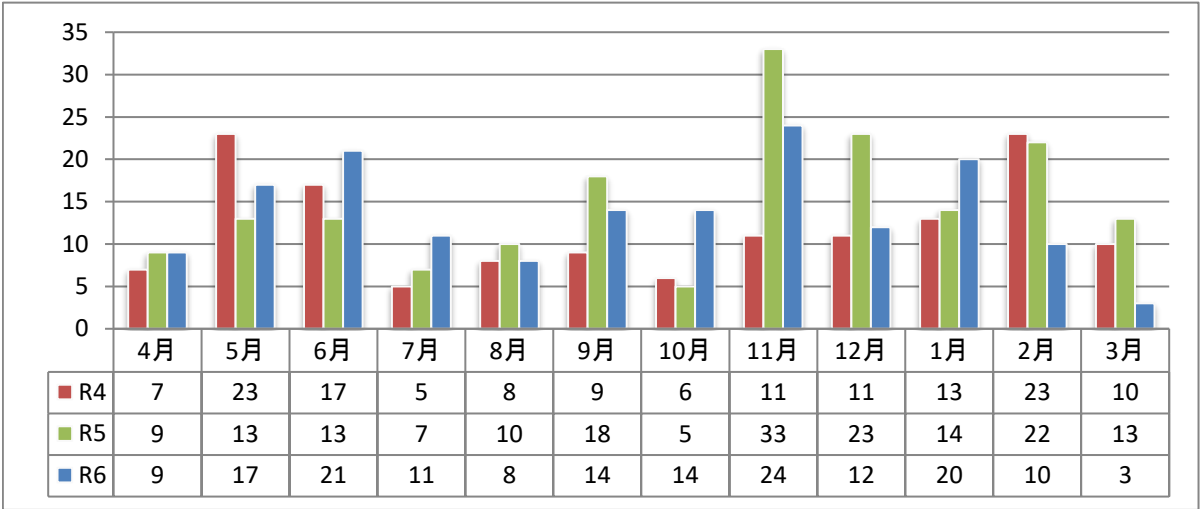
子どもの権利相談室(こころの鈴) 相談状況

(令和7年3月31日 現在)

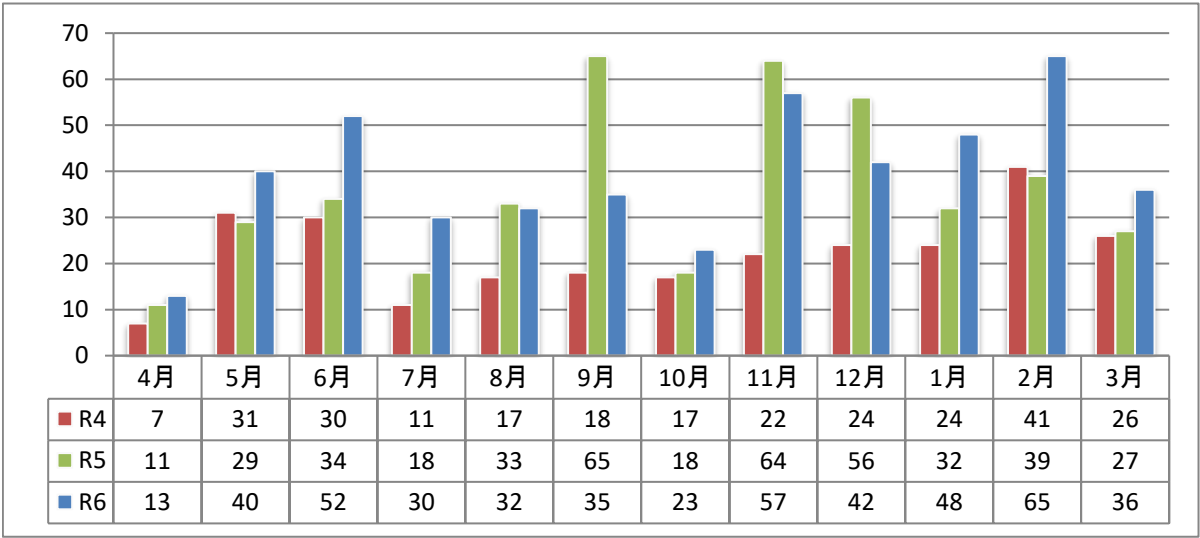
●相談件数

年度	実数	延べ
令和4年度	143	268
令和5年度	180	426
令和6年度	163	473

●月別相談件数(実数)

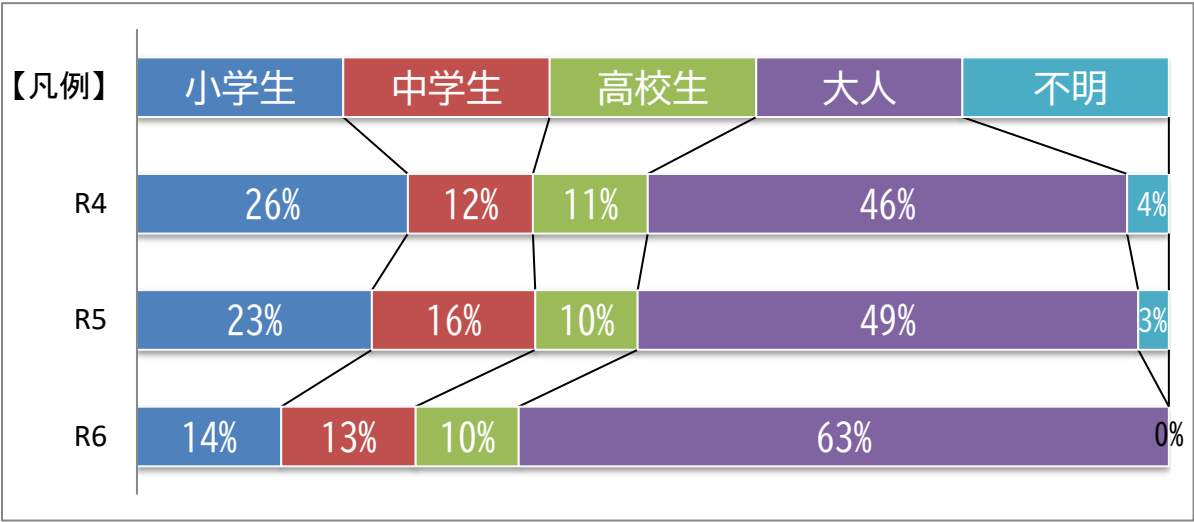


●月別相談件数(延べ)



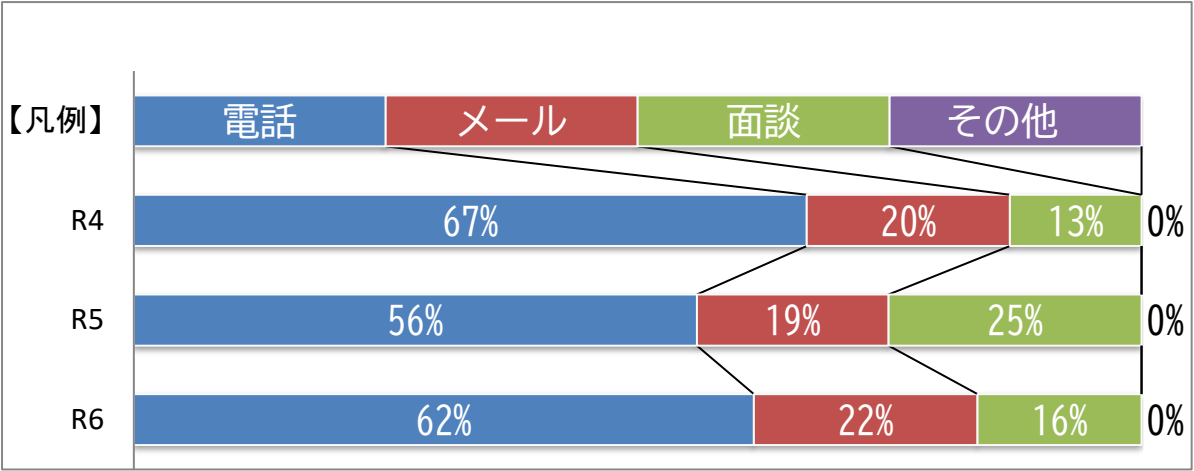
●相談者数(延べ)

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
R4	79	36	34	138	13	300
R5	102	71	45	219	13	450
R6	70	64	49	314	1	498



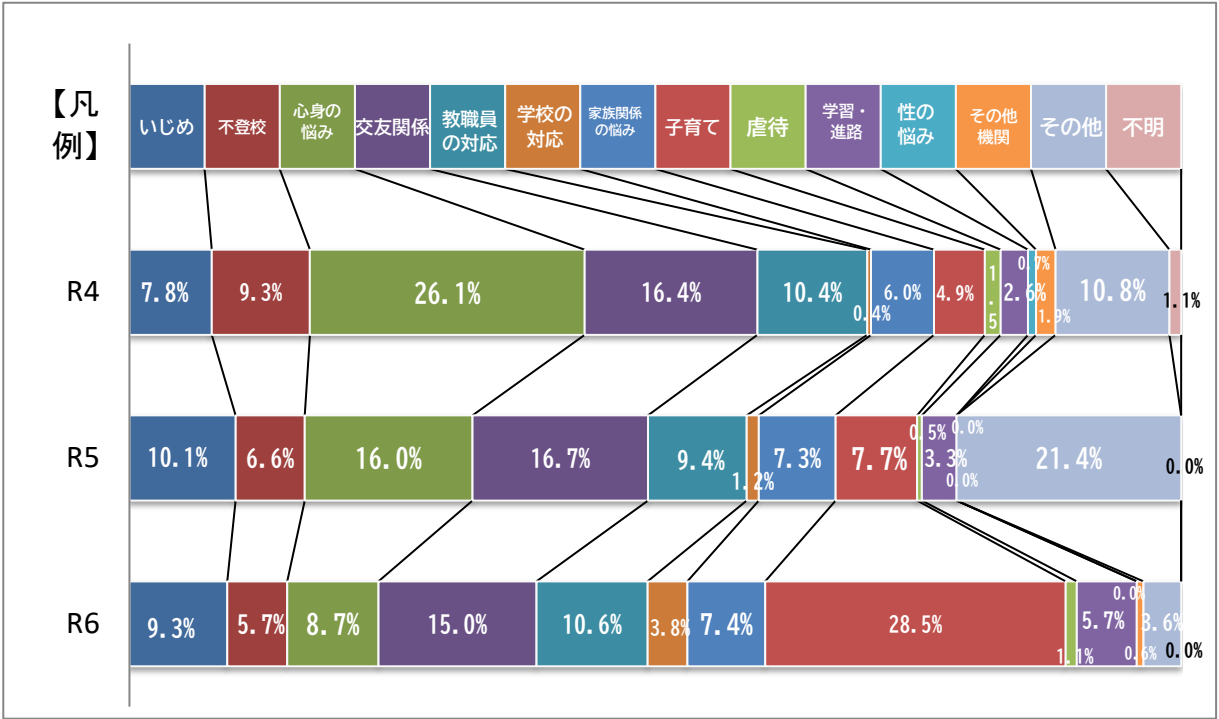
●相談方法(延べ)

年度	電話	メール	面談	その他	計
R4	179	54	35		268
R5	238	81	107		426
R6	291	105	77		473



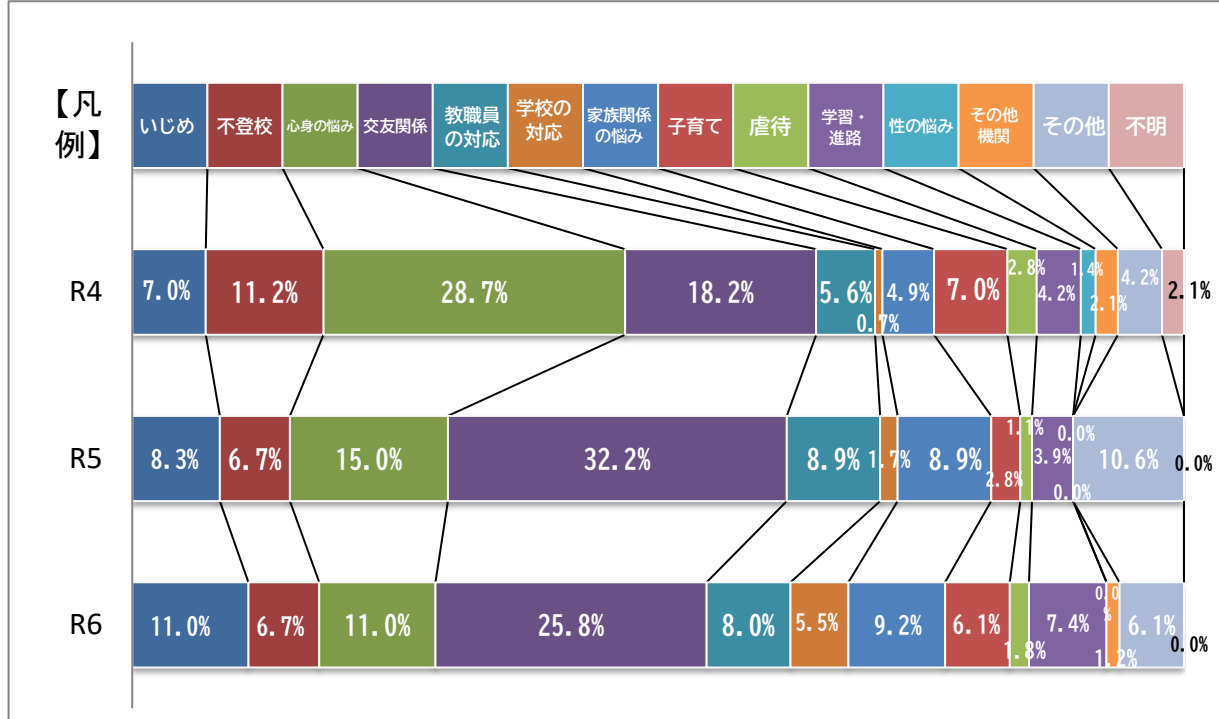
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R4	21	25	70	44	28	1	16	13	4	7	2	5	29	3	268
R5	43	28	68	71	40	5	31	33	2	14	0	0	91	0	426
R6	44	27	41	71	50	18	35	135	5	27	0	3	17	0	473



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R4	10	16	41	26	8	1	7	10	4	6	2	3	6	3	143
R5	15	12	27	58	16	3	16	5	2	7	0	0	19	0	180
R6	18	11	18	42	13	9	15	10	3	12	0	2	10	0	163



(報告事項)

松本市青少年・いじめ問題対策連絡協議会資料
8. 7. 30
こども福祉課

子どもの居場所づくり推進事業の実施状況等について

1 趣旨

松本市では、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、経済的困窮だけではなく、子どもの権利の侵害が発生する恐れのある状態を広く子どもの貧困状態と捉え、改善を目指す取組みを行っています。

この取組みとして、地域の子どもたちに、食事を中心とした居場所を提供する地域住民や民間団体に対して交付金を交付する標記事業の実施状況について、報告するものです。

2 実施状況

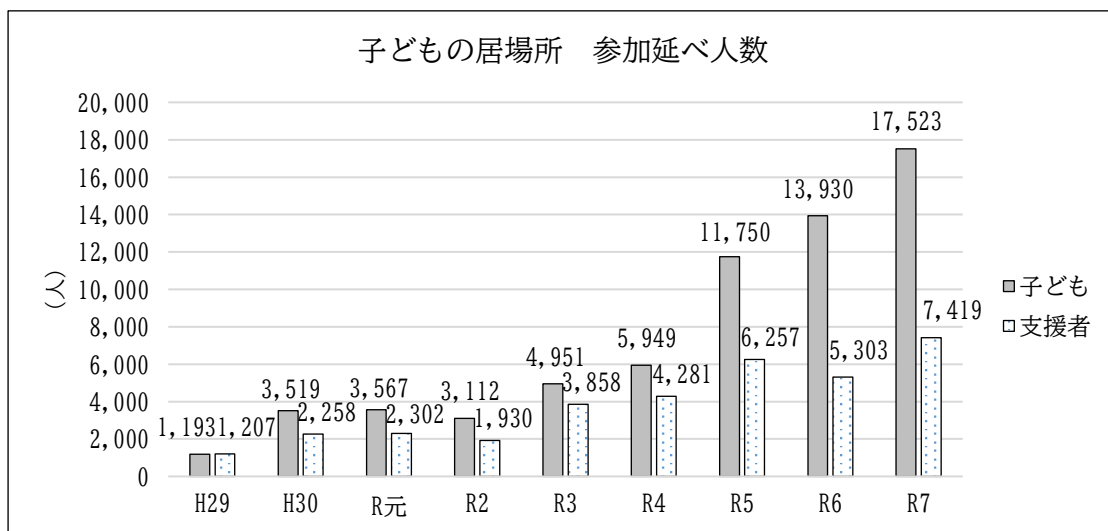
(1) 実施会場数及び実施回数

新型コロナウイルス感染拡大後は会場数増加に伴い回数も増え、「こども食堂」が広く認知されている。

年度	実施会場数	実施回数
平成29年度	6会場	150回
平成30年度	10会場	203回
令和元年度	11会場	261回
令和2年度	13会場	168回
令和3年度	13会場	223回
令和4年度	16会場	253回
令和5年度	18会場	376回
令和6年度	25会場	445回
令和7年度	29会場	602回

(2) 参加延べ人数

各団体の継続した取組みにより、参加延べ人数は年々増加している。



(3) 令和7年度各会場詳細

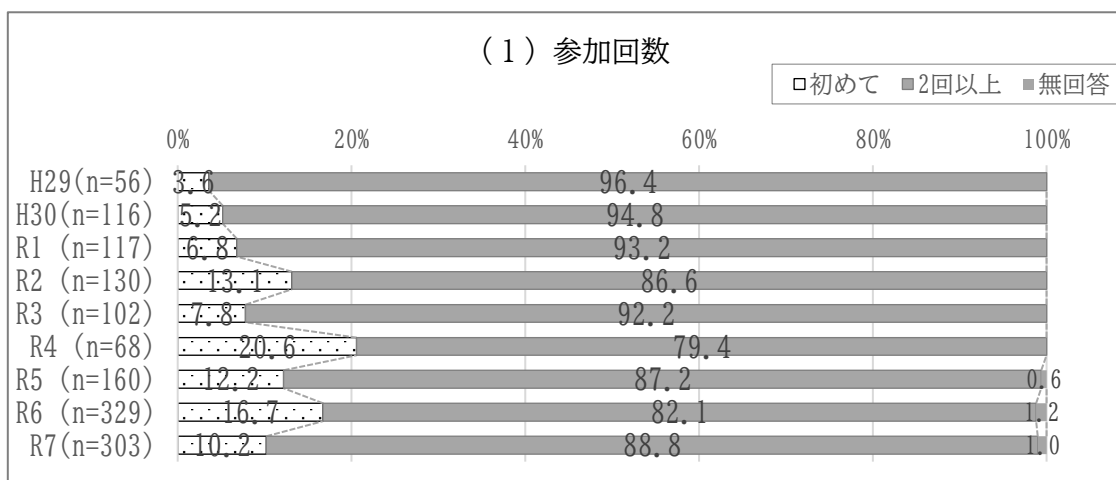
合計29会場 ※令和7年度新規開設(4会場)

	居場所名(実施団体)	地区	開催回数	こどもの平均人数
1	信州こども食堂 in どん八(NPO ホットライン信州)	第一	12	80人
2	信州こども食堂 in まつもと学び塾(NPO ホットライン信州)	第一	12	105人
3	子ども食堂はらぺこあおむし(子ども食堂はらぺこあおむし)	第三	18	20人
4	寺子屋子ども食堂(虹の架け橋プロジェクト)※	中央	12	16人
5	そらのとり(そらのとり)	城北	12	34人
6	LINKS まんぷく食堂 at 安原(NPO 法人 LINKS)※	安原	50	18人
7	TAMARIBA MOTOKO(ワーカーズコープ松本事業所)	城東	21	9人
8	だれでも食堂じょうねんすとりーと (だれでも食堂じょうねんすとりーと)	白板	22	19人
9	mini 子ども食堂プラス大人食堂(たんぼぼの会)	庄内	51	25人
10	なみカフェ(まちラボ)	庄内	23	6人
11	こども食堂おぼっこ(こども食堂おぼっこ)	庄内	13	34人
12	こどもの居場所みなもと(こどもの居場所みなもと)	松南	23	15人
13	愛ランド島内「おらんち de ランチ」(愛ランド島内)	島内	16	21人
14	島立こども広場(島立こども広場)	島立	22	15人
15	笑和はうす(笑和はうす)	新村	23	13人
16	信州みんなの食堂(信州みんなの食堂)	新村	52	45人
17	ヒッポポ食堂 神林(ヒッポポ食堂)	神林	12	39人
18	ヒッポポ食堂 笹賀(ヒッポポ食堂)※	笹賀	24	15人
19	信州こども食堂 in バロー南松本(NPO ホットライン信州)	芳川	24	139人
20	寿小池町会子ども広場(寿小池町会)	寿	14	19人
21	えがおの会(寿田町町会)	寿	7	11人
22	信州こども食堂 in ことぶき(NPO ホットライン信州)	寿	12	6人
23	寿台ハッピー食堂(寿台町会連合会)	寿台	25	24人
24	こども食堂岡田(こども食堂岡田)	岡田	11	28人
25	おかBEN(NPO スマイルこどもの家ちょこ)※	岡田	8	66人
26	寄り添いこども食堂(寄り添いこども食堂)	里山辺	15	52人
27	今井っ子わくわくひろば(今井福祉協議会)	今井	4	51人
28	こども未来デザインクラブ(波田コミュニティデザインクラブ)	波田	12	11人
29	ポジ◎ラボ(ポジ◎ラボ)	波田	52	5人

3 居場所に参加した子どもへのアンケート結果（毎年度2、3月に実施）

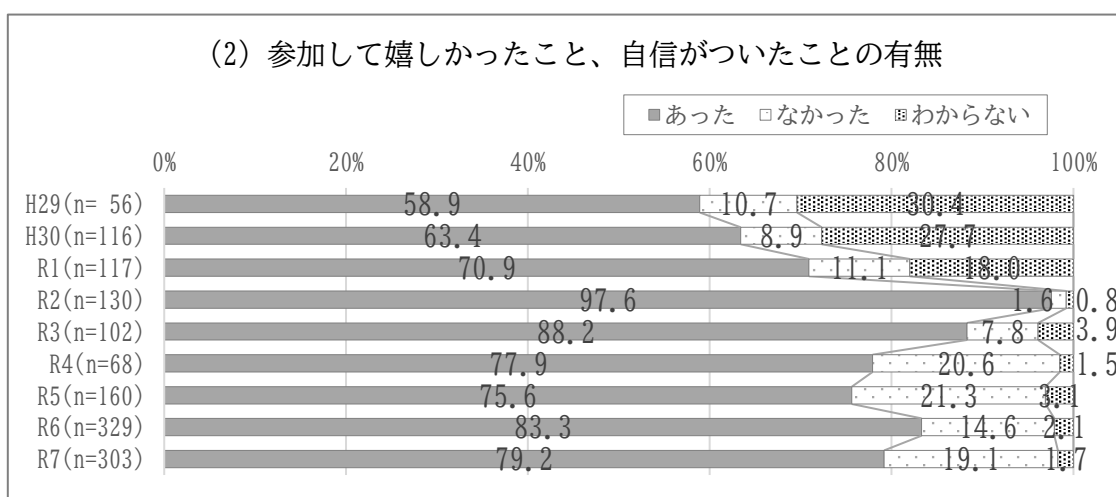
(1) 参加回数

複数回参加している子どもが多く、子どもたちにとって「また来たい」と思える居場所になっている。また、初めて参加する子どもの割合も年々増えており、幅広く参加者を募ることができている。



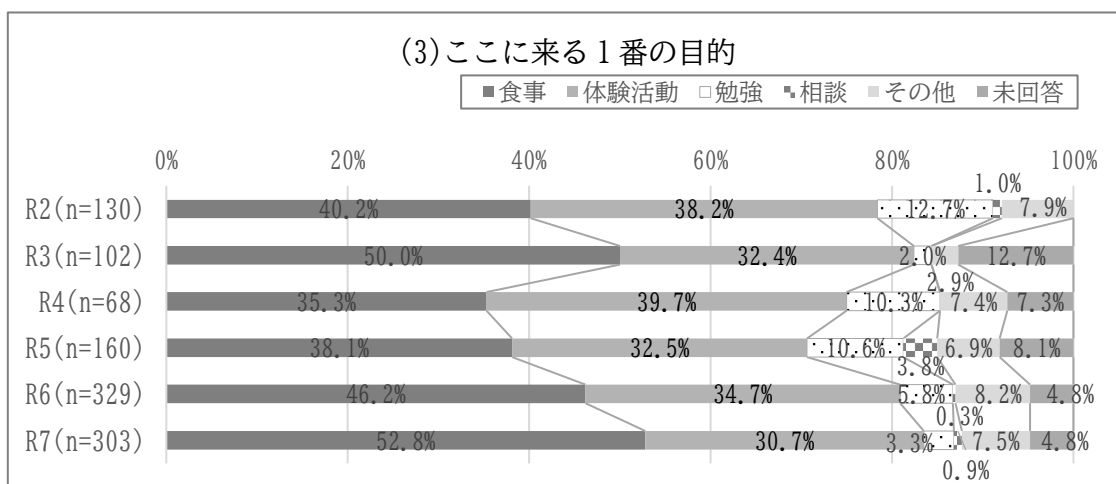
(2) 嬉しかった、自信がついたことの有無

参加した子どもの多数が、事業に対し好意的な印象を持っている。



(3) 居場所に来る1番の目的（令和2年度新設項目）

いずれの年度においても、食事だけでなく、体験活動や勉強をすることを目的に参加する子どもの割合が一定数みられる。



(4) 自由記述（抜粋）

- ・ご飯がとてもおいしくてうれしい。いろいろな体験ができるので楽しいです。

（小1 男子）

- ・たのしい！ごはんがおいしい！！（小1 女子）

- ・ここに来てから自分に自信がついて、いろんな人としゃべれるようになりました！体験活動が楽しかったです。食事のごはんがおいしかったです！

（小2 女子）

- ・お兄さんやお姉さんがとてもよくしてくれてうれしいです。（小3 男子）

- ・お年寄りと交流して、ふくしについて学ぶことができた。（小3 女子）

- ・おやつ作りが楽しかった、友だちも笑顔になっていて楽しんで参加できた。

（小4 男子）

- ・体験やボランティアなどをやっていて、私もおとなになったらこういうのがやりたいと思いました。（小4 女子）

- ・色々な幅広い年代の子供たちとふれ合う貴重な経験をすることができて良かったと思う。（小5 男子）

- ・サポートしてくれる人がやさしく問題をおしえてくれて分かりやすかったし、問題に自信をもってとりくむことが出来た。（小6 女子）

- ・やさしく接してくれる大人がたくさんいる。ほめてくれたり、応援してくれる子がいる。（中2 女子）

- ・高校生だけでなく、色々な学年の中学生と仲良くなれてうれしかった。

（高2 女子）

4 今後の予定

- (1) 子どもの利用を促進するため、市の広報やホームページ、SNS などを通して、事業の周知を図ります。
- (2) 物価高騰により食材費等が高騰しているため対象経費の交付額の見直しを視野に入れながら、更なる支援者や団体の拡大を進めます。また、教育委員会の「学都松本寺小屋事業」とも連携しながら、地域の居場所の充実を図ります。
- (3) 立ち上げを検討している団体は円滑に運営を始められるように、また、運営団体は今後も事業を安定して継続できるように、必要に応じて助言や調整を行います。同時に、活用しやすい交付金となるよう更なる見直しを検討します。

松本市青少年問題・いじめ問題対策 連絡協議会資料
8. 7. 30
若者参画課（青少年ホーム）

（報告事項）

青少年ホームの取組みについて

1 概要

15歳以上35歳未満の若者が気軽に集まる居場所や、自分づくり、仲間づくり等の機会を提供し、若者が充実した社会生活を営める支援をしています。

2 事業体系

(1) 若者育成事業

若者の居場所づくり、社会生活の充実と仲間づくり、社会参画を支援

(2) 若者支援事業

若者が社会生活を円滑に営むための社会的自立支援

3 令和7年度の実績

(1) 若者育成事業

ア 居場所づくり

事業名	実施日	内容
ホームコーディネーター事業	通年	コーディネーターが若者を対象とした講座・イベントを企画・運営 ・ボードゲームカフェ 年7回開催（延べ91人） ・信濃むつみ高校共催による外国の文化を学習する講座 年4回開催（延べ61人）
若者カフェ	通年	毎週日曜日、1階喫茶室を若者の居場所として開放（延べ53人）

イ 社会生活の充実と仲間づくり

事業名	実施日	内容
ヤングスクール	夏期・秋期・冬期	運動系・文化系の講座、若者の学び直し支援及びキャリアアップ講座を開催（年34講座 延べ562人）
スノーボードスクール	R8.2.8	技術向上と参加者同士の交流を目的に開催（4人）

ウ 若者の社会参画の推進

事業名	実施日	内容
こどもプレイパーク支援	R7.9.14	エクセラン高校ボランティア部が主体となり、こどもが遊べる「こどもプレイパーク」を、なんなんフェスタ2025で開催
青少年ホーム利用者の会活動支援	通年	青少年ホーム利用登録者による自治組織 青少年ホーム利用者の交流事業、地域貢献活動を企画、実施

(2) 若者支援事業

事業名	実施日	内容
若者お悩み相談室	通年	若者の職業問題、キャリア、人生の悩みについて相談員（産業カウンセラー）による無料相談を実施（相談件数10件）
ひきこもり研修会 （青少年ひきこもり事業）	通年	当事者及び家族、支援者、感心のある方を対象に、ひきこもりの現状、当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会開催（延べ84人） R7. 6. 21 ひきこもり支援研修会 講演：「ルーキーさんの多様性世代の歩き方」 講師：ジェンダーコンサルタント ルーキー氏 R7.10.18 第1回ひきこもりについて語り合う会 講演：「本人の意思をどこまで待つか?」 講師：認定NPO法人 ニュースタート事務局 久世芽亜里氏 R7. 3. 1 第2回ひきこもりについて語り合う会 講演：「不登校の子どもと向き合って」 講師：「こころのかけはし」主宰 波田小学校教員 中澤瑞穂氏 講演：「太陽学園の紹介及び不登校・ひきこもりからの回復事例」 講師：一般社団法人 太陽学園理事長 荒木政吾氏 GW：講演を基にしたグループワーク
けん玉体験会	R7.8.4	ひきこもりの若者を対象とした居場所事業 共催：NPO法人ジョイフル（5人）

4 課題

- (1) 青少年ホーム利用の会がサークルの減少、役員の負担増により、令和7年度末を持って解散したことから、若者の多様な活動機会の提供。
- (2) 若者が、安心して気軽に利用できる居場所の整備。
- (3) ひきこもり等、顕在化しにくい悩みを抱えている若者への支援方法。

5 今後の取り組み

- (1) ヤングスクール事業を若者が企画・運営する「若者参画プロジェクト」と位置付け、若者が自らが意見を表明し挑戦する活動を支援します。
- (2) 青少年ホーム内にも若者が安心して過ごすことができる場を確保し、若者同士の交流や活動を支援します。
- (3) 青少年ホーム事業等の情報を、若者参画課InstagramなどSNSを活用し周知します。
- (4) 若者支援は、「重層的支援体制整備事業」として、庁内関係部署、関係機関等との連携体制を強化し「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。

(報告事項)

令和7年度いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和7年度の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 教職員による生徒指導事案の発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによるもの

3 調査結果の概要（別紙1参照）

- (1) 小中学校におけるいじめの認知件数は620件であり、このうち370件が解消され、解消率は59.7%でした。
- (2) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では1年生、3年生、4年生が他学年と比較してやや多く、80件を超えていました。中学校では、1年生が92件で最も多く、学年が上がるほど減少する傾向があります。また、いじめ認知件数は3年連続で減少しています。
- (3) いじめの発見のきっかけでは、小学校では学校の教職員等が発見したケースが多く報告されました。特にアンケート調査により発見される割合が47%と高くなっています。一方中学校では、アンケート調査での発見が35.8%で、令和6年度より12.6%減少しています。学校の職員以外からの情報により発見するケースが多く、本人や他の生徒、保護者からの訴えにより発見した割合が52.6%ありました。
- (4) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では58.9%、中学校では46.5%でした。また、誰にも相談していない児童生徒が小学校で27件、中学校で18件あり、令和6年度より13件増加しています。
- (5) いじめの態様では、例年同様「冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が一番高く、小学校では46.1%、中学校では57.1%でした。

4 いじめの傾向

- (1) 小学校高学年を中心に、特定の個人を対象とし、「○○菌」などと言い触れた部分を擦り付け合うなど、複数人で行ういじめ行為が多数認められました。
- (2) 中学校になると、SNSやインターネットの掲示板を利用して悪口を書き込んだり、画像を無断で加工・掲載したりするいじめ行為が増加する傾向にあります。

- (3) 小学校在籍時のトラブルがしっかり解消されず、それに起因して中学校進学後にいじめ行為が発生したり、相談が寄せられたりする事案も複数報告されています。

5 いじめの未然防止・早期発見・解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知するとともに、認知したいじめを校内で情報共有したうえで、早期に組織的に対応するよう指導しています。また謝罪が、解決を急ぐ形式的なものとならないよう、丁寧な初期対応について確認しています。
- (2) いじめの対応にあたっては、対応の経過や聞き取りの内容を正確に記録したり、学校全体で情報を共有したりできるよう、各校に統一フォーマットを提示しています。
- (3) 各校で定めている「いじめ防止基本方針」について、年度初めに全職員で確認し、共通理解をもって対応できるよう指導しています。また、「いじめ防止基本方針」を保護者に向けて説明したり、ホームページへ掲載したりして周知を図り、学校・保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組んでいけるよう指導しています。
- (4) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、児童生徒が安心してアンケートに記入・提出できるよう、実施環境や実施方法の工夫について各校に依頼しています。
- (5) いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見される事案も多いため、引き続き、児童生徒が安心して思いを表現できる関係の醸成を各教員に依頼しています。
- (6) いじめについて、調査時点で誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、令和8年度も、長野県教育委員会事務局作成の相談窓口のチラシを各学校を經由して子どもや保護者に周知しています。また、松本市の関連各部の相談機関について記載した「子どもなんでも相談」のチラシを作成し、管内のすべての小中学校、特別支援学校に送付しています。
- (7) 各校においては、前年度発生的事案を継続的に対応できるよう、進級や学級編成及び人事異動に伴う職員組織改編に伴い、情報共有に努めていくよう周知しています。また、小・中の一層の連携も必要となっており、丁寧な引継ぎを依頼しています。
- (8) SNS等インターネット上での嫌がらせや誹謗中傷、暴力事案等への対応について、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（別紙2）に基づき、積極的に松本警察署生活安全課に連絡し、連携して対応に当たるよう校長に助言しています。
- (9) 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省：令和6年8月）をもとに、各学校においては、いじめ認知後の組織的な早期対応の確認、および重大事態が発生した場合の速やかな報告のフローについて確認するよう校長会・教頭会を通じて依頼しています。

【担当】

学校教育課 学校支援室
室長 山名 博夫
電話 33-4397

令和7年度 いじめ・体罰等の実態調査 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数及び体罰の認知件数（鉢盛中学校を除く）

区 分	学校総数 (A)	いじめを認知した 学校数	いじめを認知して いない学校数	いじめの 認知件数 (C) 注 ¹⁾	1校あたりの 認知件数 (C/A)
小学校	29	26	3	447	15.4
中学校	21	17	4	173	8.2
合計	50	43	7	620	12.4

注 1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされており、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

一方、上表の「いじめの認知件数（C）」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数で示しています。

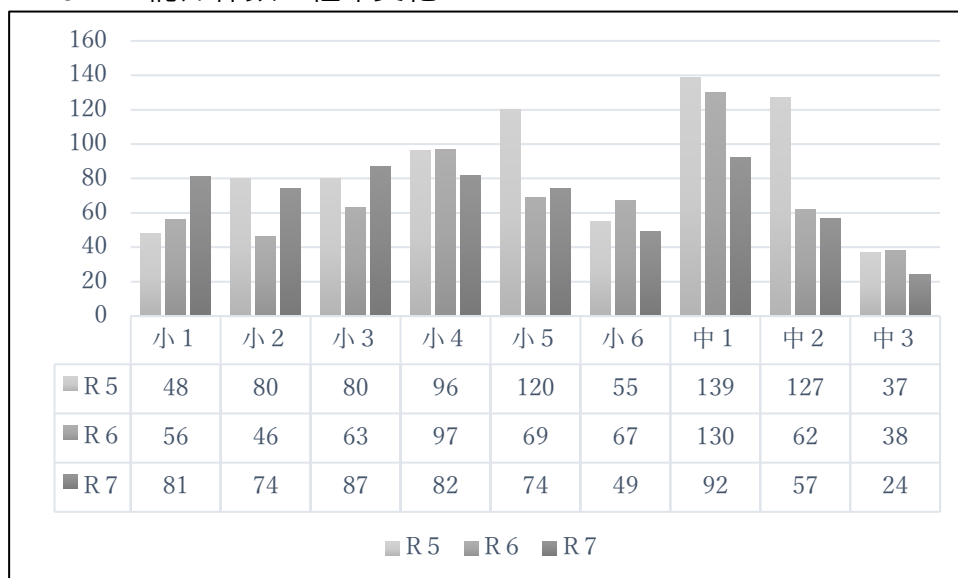
(2) いじめの現在の状況

区 分	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		その他 (転居等)		合計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
小学校	288	64.4	159	35.6	0	0.0	447
中学校	82	47.4	90	52.0	1	0.6	173
合計	370	59.7	249	40.2	1	0.2	620

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	41	51	45	41	45	28	50	32	12
女子	40	23	42	41	29	21	42	25	12
合計	81	74	87	82	74	49	92	57	24

(4) いじめの認知件数の経年変化



(5) いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
学校の教職員等が発見した	268	60.0	82	47.4	350	56.5
① 学級担任が発見した。	48	10.7	11	6.4	59	9.5
② 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	8	1.8	8	4.6	16	2.6
③ 養護教諭が発見した。	2	0.4	1	0.6	3	0.5
④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。	210	47.0	62	35.8	272	43.9
学校の教職員以外からの情報により発見した。	179	40.0	91	52.6	270	43.5
⑥ 本人からの訴え	91	20.4	37	21.4	128	20.6
⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	50	11.2	25	14.5	75	12.1
⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報	17	3.8	17	9.8	34	5.5
⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報	19	4.3	12	6.9	31	5.0
⑩ 地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	2	0.4	0	0.0	2	0.3
⑫ その他（匿名による投書など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	447	100.0	173	100.0	620	100.0

(6) いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 学級担任に相談した。	365	58.9	120	46.5	485	55.2
② 学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	31	5.0	35	13.6	66	7.5
③ 養護教諭に相談した。	12	1.9	11	4.3	23	2.6
④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	11	1.8	2	0.8	13	1.5
⑤ 学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む）	10	1.6	2	0.8	12	1.4
⑥ 保護者や家族等に相談した。	131	21.1	52	20.2	183	20.8
⑦ 友人に相談した。	27	4.4	17	6.6	44	5.0
⑧ その他の人（地域の人など）に相談した。	6	1.0	1	0.4	7	0.8
⑨ 誰にも相談していない。	27	4.4	18	7.0	45	5.1
合計	620	100.0	258	100.0	878	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(7) いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	282	46.1	129	57.1	411	49.0
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	61	10.0	14	6.2	75	8.9
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	138	22.5	31	13.7	169	20.2
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	30	4.9	7	3.1	37	4.4
⑤ 金品をたかられる。	1	0.2	3	1.3	4	0.5
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	28	4.6	5	2.2	33	3.9
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	30	4.9	19	8.4	49	5.8
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	4	0.7	11	4.9	15	1.8
⑨ その他	38	6.2	7	3.1	45	5.4
合計	612	100.0	226	100.0	838	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

経緯

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- ・ 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- ・ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。
- ・ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- ・ インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。
- ・ 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組むこと。
 - ― 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
 - ― 学校・警察連絡員の指定の徹底(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
 - ― 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
 - ― スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- ・ 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
 - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消
 - SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- ・ 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
 - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
 - (強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
 - (児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。
- 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- 重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。
- いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。

4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。
- いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

(報告事項)

学都松本寺子屋事業の取組みについて

1 概要

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。

2 学都松本寺子屋事業

(1) 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員OBや学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体へ繋げます。

3 令和7年度実績

(1) 学都松本寺子屋事業交付金申請団体

ア 実施団体	14団体（令和6年度	11団体）
イ 実施回数	516回（令和6年度	418回）
ウ 参加者数	4,381人（令和6年度	3,498人）
エ 支援者数	2,294人（令和6年度	1,795人）

	団体名	事業名	開催場所	開始月	実施回数	参加者（延べ人数）					支援者（人）
						小学生	中学生	高校生	その他	合計	
1	NP0 法人ワーカーズユープ	学習支援「まなびの会」	城東	4月	91	79	159	54	0	292	215
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	4月	79	255	474	232	43	1004	595
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく HATA	波田	4月	52	265	117	53	2	437	267
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	4月	28	184	46	37	7	274	140
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒英語学習支援事業	梓川	4月	34	380	169	0	0	549	107
6	NP0 Links	旭町地区てらこや事業	安原	4月	52	9	192	145	2	348	215
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内	4月	50	221	45	8	86	360	146
8	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	7月	9	177	6	0	0	183	77
9	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「寺子屋入山辺」	山辺	7月	6	68	7	0	0	75	18
10	安曇小学校放課後の居場所検討会	寺子屋 AZUMI	安曇	5月	34	510	33	0	0	543	194
11	NP0 法人中信多文化共生ネットワーク	夏休み・冬休み・春休みの勉強会	第一	7月	10	156	28	2	2	188	79

12	第三地区育成会わかばの会	学びと遊びのわかばの会	第三	8月	47	53	11	0	3	67	185
13	一般社団法人K O K O	まつもと寺子屋事業	第三	7月	18	0	27	14	0	41	48
14	寿台地区町会連合会	テラコヤ ことぶきだい まなびの場	寿台	12月	6	20	0	0	0	20	8

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録者

ア 登録者 19名（寺子屋先生11名、寺子屋サポーター8名）

イ 実施団体登録者 157名（寺子屋先生37名、寺子屋サポーター120名）

4 参加者アンケート（回答174件）

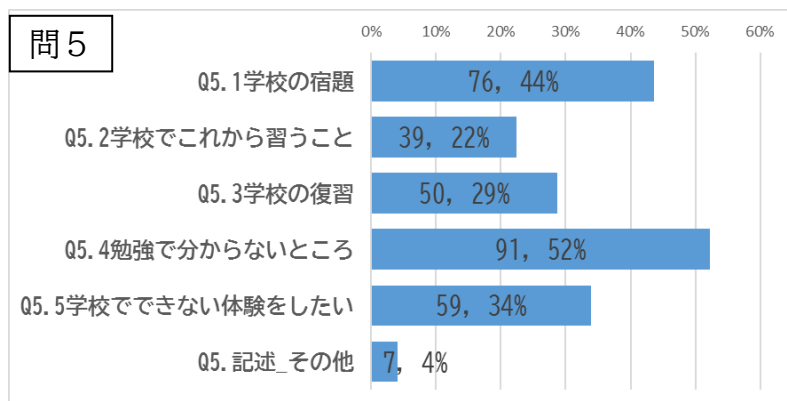
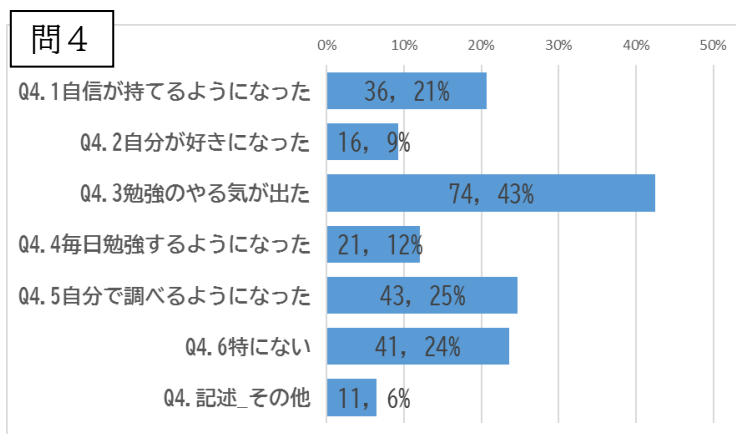
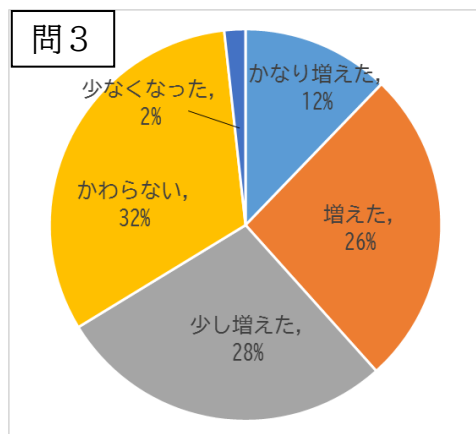
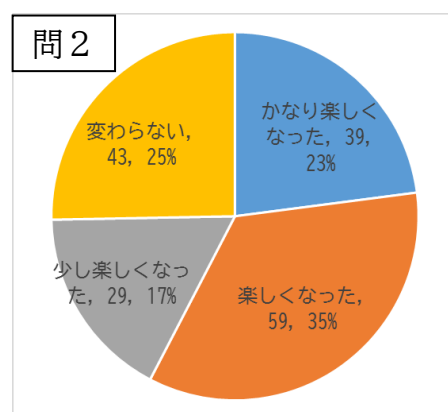
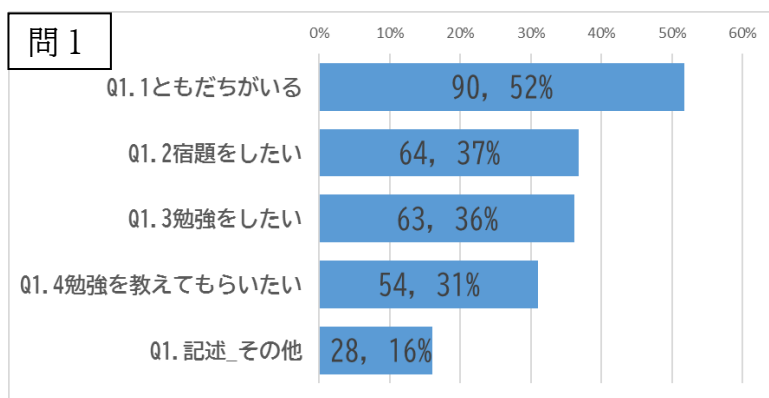
問1：寺子屋に参加した理由（複数選択）

問2：寺子屋に参加して勉強が楽しくなりましたか？（単一選択）

問3：自主学習時間が増えましたか？（単一選択）

問4：参加して自信がついたことや嬉しかったことはありますか？（複数選択）

問5：寺子屋でどんなことを教えてほしいですか？（複数選択）



5 令和8年度の活動状況（令和8年6月23日現在）

寺子屋事業交付金申請団体 11団体（継続11団体）

申請調整中団体 2団体（継続1団体、新規1団体）

	団体名	事業名	開催地区	開催場所
1	NP0 法人ワーカーズコープ	学習支援「まなびの会」	城東	元町児童館
2	無料こどもじゅく松本	無料こどもじゅく松本	第一	中央公民館
3	無料こどもじゅく HATA/ こみや	無料こどもじゅく HATA	波田	波田公民館
4	無料こどもじゅく HATA/ こみや	無料こどもじゅくこみや	島内	ウットタウン小宮公民館
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒 英語学習支援事業	梓川	梓川公民館
6	NP0 Links	旭町地区てらこや事業	安原	安原地区公民館
7	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	北小松公民館
8	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ 「寺子屋入山辺」	入山辺	入山辺公民館
9	NP0 法人中信多文化共生 ネットワーク	夏休みの勉強会・冬休みの勉強会 勉強会・春休みの勉強会	第一	中央公民館
10	第三地区育成会わかばの会	学びと遊びのわかばの会	第三	第三地区公民館
11	一般社団法人KOKO	てらこやKOKO	第三	KOKO 事務所(大手5)
12	寿台地区町会連合会	テラコヤ ことぶきだい まなびの場	寿台	寿台エコプラザ(寿台6)
13★	一般社団法人KOKO	(オンライン学習支援)	オンライン	—

★：令和8年度新規団体

6 今年度の予定

- (1) 参加する子どもや保護者に対し、事業内容の充実を図るとともに、実施団体の紹介動画や様々な広報媒体を通じて周知を行います。
- (2) 町会連合会や町内公民館など地縁団体との連携を深め、寺子屋事業の松本市内全域への展開を目指します。
- (3) 交付金申請団体へのアンケート調査や情報交換会を通じて、事業の効果と課題を明確にし、学都松本を実現する持続可能な運営の仕組みを構築します。
- (4) 現行の交付要綱を精査・見直し、オンラインでの学習支援の導入・拡充を促進します。あわせて、既存実施団体の事業の拡充や安定的な運営継続に向けた支援体制を整備します。

(報告事項)

松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会資料

8. 7. 30

教育政策課

小規模特認校制度の取組みについて

1 概要

豊かな自然環境と小規模であることを活かした特色ある教育を推進する学校を、小規模特認校に指定し、通学区域に関係なく市内のどこからでも区域外就学を認める制度です。児童生徒の選択肢を豊かにするとともに、小規模校の学校規模を維持し、多人数での活動や多様な意見に触れられる機会の創出などが期待されます。

令和4年4月に安曇小中学校、令和6年4月に中山小学校に導入しました。

2 実績（各年度当初）

(1) 安曇小中学校

	導入前	導入後				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
児童生徒数（人）	38	44	45	52	61	65
内訳 区域内就学者	30	29	31	33	32	34
区域外就学者	8	15	14	19	29	31
区域外就学者の割合（％）	21	34	31	36	47	48

※市街地から遠距離のため区域外就学者への波田駅～安曇支所前の通学支援を実施

(2) 中山小学校

	導入前	導入後		
	R 5	R 6	R 7	R 8
児童数（人）	97	95	102	107
内訳 区域内就学者	89	88	87	89
区域外就学者	8	7	15	18
区域外就学者の割合（％）	8	7	14	17

※令和6年度は新入学生のための導入、令和7年度から全学年に導入

3 課題及び今後の取組み

- (1) 安曇小中学校における通学支援について、今年度より、公共交通機関の運賃補助へと移行しました。観光シーズンは時間帯によってバスの混雑が予想されます。特に下校時、満員により乗車できない可能性があるため、児童生徒の安全確保を最優先とし、状況に応じて次便までの校内待機や保護者による送迎などの対応を行ってまいります。
- (2) 安曇育成館で実施していた「放課後子ども教室」が、令和8年度から、学校施設を活用した新たな体制で実施しています。放課後子ども教室に合わせ実施していた「学都松本寺子屋事業」による放課後の居場所事業は、令和7年度をもって終了しました。子どもたちが放課後を安全に過ごせるよう、今後も学校と緊密に連携して取り組んでまいります。
- (3) 小規模特認校制度を導入している2校（安曇小中学校・中山小学校）において、制度の目的である特色ある教育活動の推進と、安定的な制度運用を図ります。今後も学校及び保護者との連携を維持し、児童生徒が健やかに学べる環境づくりに取り組んでまいります。

(報告事項)

青少年に関わる薬物乱用防止啓発事業について

1 概要

青少年の薬物乱用を防止するため、青少年への薬物乱用防止運動を青少年問題協議会が主体となり実施しています。また、小中学校及び高等学校へ専門講師を派遣して、薬物乱用の危険性やタバコの害、家庭医薬品の正しい使い方などの講義も実施しています。

2 令和7年度の実績

(1) 薬物乱用防止啓発運動

ア 6・26キャンペーン啓発活動

松本駅前で行われた薬物乱用防止「6・26ヤング街頭キャンペーン」(長野県松本保健福祉事務所主催)に協力しました。

ボーイスカウト、ガールスカウト、薬物乱用防止指導員、保護司、薬剤師等約64名が参加し、啓発資材の配布及び国連支援募金への協力の呼びかけを行いました。

併せて、青少年が立ち寄る市施設(青少年の居場所等)にポスターの掲示やパンフレットの設置を行いました。中央図書館では国際麻薬乱用撲滅デーに合わせて、企画展示を実施しました。

イ 薬物乱用防止啓発資材等の配布、設置

(ア) 国際薬物乱用撲滅デー啓発資材(リーフレット)の公民館等への配布、設置

(イ) 薬物乱用防止啓発資材の青少年が立ち寄る市施設(青少年の居場所、中央図書館など)への配布、設置

(2) 薬物乱用防止啓発講座

ア 講師

(ア) 松本市保健所食品・生活衛生課

(イ) (一社)松本薬剤師会

イ 受講校数等の推移

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
小学校	22(11)校	22(10)校	21(10)校	25(9)校	25(9)校
中学校	13(0)校	15(1)校	13(3)校	15(5)校	16(6)校
小中学校	2(0)校	3(1)校	3(1)校	4(1)校	3(0)校
合計	37(11)校	42(12)校	38(14)校	44(15)校	44(15)校
受講者数	4,249人 (1,326人)	4,264人 (1,250人)	3,912人 (1,463人)	4,528人 (1,879人)	4,494人 (1,943人)

※()表示は、うち数で松本市保健所食品・生活衛生課の実施校数等です。

3 課題及び今後の取組み

薬物乱用防止啓発講座は、学校授業等に組み入れて開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和8年度は46校から開催依頼を受けています。また、講座内容も各機関の専門講師から、最新の情報等を提供いただいております、高い啓発効果を得ていると考えます。

今後も教育委員会、健康福祉部と連携し、青少年の薬物乱用防止に取り組んでいきます。